監理技術者の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和2年10月1日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い監理技術者の専任義務の緩和を次のとおり行います。

１ 監理技術者の専任義務の緩和の概要

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、元請業者が、監理技術者を補佐する者として、監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（特例監理技術者）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場の監理技術者を兼ねることができます。

２ 兼務できる対象工事数

　監理技術者補佐を専任で配置した場合に特例監理技術者が兼務できる工事現場は、元請に限り２件までとします。

なお、当該施工現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。

３ 監理技術者補佐の要件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

（１）主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

※主任技術者の資格を有するものとは、建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者を指します。

※一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とは、建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者を指します。（ロは指定建設業を除く）

※監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。

（２）入札参加申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が３か月間経過していること。

４ 適用

　令和３年１０月１日以後において入札契約する全ての工事